

高岡市被災住宅等除却支援事業について

令和6年能登半島地震の被害を受け、罹災証明書の「住家の被害の程度」が「準半壊」の被害を受けた住宅等を除却した世帯に、市から除却に係る費用を支援する制度です。

1 補助要件

- (1) 対象物件 罹災証明書の「住家の被害の程度」が「準半壊」の被害を受けた住宅及び附属建物等
- (2) 補助対象者 令和6年1月1日以降に住宅等の除却を行った所有者等
(※1世帯1回限り)
- (3) 対象工事 住宅等の除却工事
- (4) 補助金額 上限20万円

2 申請の期限

令和7年3月31日(月)まで

制度の詳細については、後日改めてご案内します。

(問い合わせ先)

都市創造部 建築政策課 住宅政策係
電話：0766-30-7291